

民生常任委員会

1 開 議 平成27年12月15日(火)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第98号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

日程第3 民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	小林正勝	出席
委員	秋山幸子	出席
	印南典子	出席
	藤田紀夫	出席
	黒澤昭治	出席
	千保一夫	出席
当局	佐藤宏	出席
	矢澤秀夫	出席
	相澤康子	出席
	藤田佳宏	出席
事務局	齋藤一美	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程及び審査資料は、タブレット端末の資料のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、市民生活部長、子ども幸福課長、生活環境課長であります。

◎議案第98号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第98号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
議案第98号について当局の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） それでは、議案第98号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

資料31ページになります。よろしいでしょうか。

それでは初めに、改正の趣旨につきましてご説明させていただきます。

現在、本市の火葬場の各使用料は、本市の住民、那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の住民、これ以外の区域の住民の3つに区分し、使用料の額を定めておりますが、今回の改正では、3つ目のそれ以外の区域の住民の区分をさらに那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び那須町の住民とそれ以外の区域の住民とに区分し、それ以外の区域の住民の使用料の額を改定するものです。

改正の背景には、ことし4月から9月の上半期の本市、那須塩原市及び那須町以外の住民の本市火葬場使用者は23件となっており、昨年同期の利用件数12件の約2倍で、さらに増加しますと、本市住民の使用に影響を及ぼすことが懸念されると思われまます。増加について考えられる要因といたしましては、本市の火葬場使用料金の額が、他市町と比較して安いこと、特に隣接いたします矢板市、こちらで塩谷広域行政組合が運営するしおや聖苑が、火葬炉の管内の料金をことし4月から大幅に引き上げたためと考えられます。

それでは、改正の内容につきまして説明をさせていただきます。議案書補助資料34ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。タブレット赤字で記載されている部分に変更された箇所でございます。別表1の火葬炉及び待合室使用料の表についてご説明いたします。先ほど説明したとおり、現行で使用者の区分は、1つ目に死亡者が本市住民、2つ目が那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の区域の住民で、3つ目にそれ以外の区域の住民に区分しておりました。今回の改正では、3つ目の区分を那須塩原市のうち黒磯市の区域と那須町の住民とし、新たに4つ目の区分として、それ以外の区域の住民を追加し、その料金を定めております。それ以外の区域の住民の使用料につきましては、火葬炉、13歳以上の大人5

万円、13歳未満の子供3万円、死産児2万円とし、待合室につきましては、1室2時間以内を1万円としております。

次に、2、汚物炉使用料でございますが、こちらにつきましても同様に本市、那須塩原市、那須町以外の住民の区分を追加し、使用料を2万円とするものです。

なお、附則といたしまして、本改正条例の施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置といたしまして、施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、これより議案第98号に対する質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

質疑のある方。

千保委員。

○委員（千保一夫君） では、幾つかお伺いします。

ちょっと順不同になりますけれども、3回までですか。

（「3回」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 最初に、この一番右側の死亡者が左記以外の住民という区分を設ける、その意味について、先ほど近隣の施設が値上げしたからという話もありましたが、過日の本会議場においては、最近圏域外の申し込みが多いのだと、そういう説明がありましたね。

そこで、お伺いしますが、1つには、火葬場の処理というのですか、火葬数の最近の傾向ですね、ふえているのか、減っているのかをまずお伺いしたい。

あと、指定管理者制度になる前と指定管理者制度になってからで火葬数が、本当に市民サービスという意味で、あるいは従前のほうが多かったのではないかと。この指定管理者は、いつから指定管理者になったのか、こっちは調べてないので、指定管理者制度にいつからなったか、お聞きして、あと指定管理者になる前、市直営でやっていたときと指定管理者になってからの火葬数が減ってやしないかという、減っていても、それでもふえている傾向であるからということで、圏域外の人ということで、まず圏域外からの申し込みが多いからという話ですけれども、圏域外の人々の数も最近の傾向として減っているのか、ふえているのか、お伺いをしたい。

それとあと、汚物利用料、これも随分上げましたけれども、年間汚物の利用数というのは、多いと思っているのか、少ないと思っているのか、そこのところ。汚物の利用料も、圏域外ですと、極端に大田原市民の20倍になっていますね。それと、原価計算というのはしているのか、汚物の処理、焼却に幾らぐらいかかっているのか。

あと、人間の火葬の費用も1体当たり幾らぐらいの実費がかかっているのか。指定管理料は3,050万円のようなので、指定管理料、そのほかは建設費の償却、器材の償還や何かについての那須塩原市からの負担金などもあると思うのですけれども、そういう建設費はどっちみちかかっているわけですから、それ以外の維持経費ですね、その運営していることによる1体当たりの処理の費用ですね、焼却の実費というのは計算しているのか。

そして、今回のこの金額が、単によそが上げたからという、よそも事情があると思うのですが、そうい

うことでなくて、大田原市はやはり公設ですから、そういう意味では実費よりも、余り高く徴収するということがいかなものかと、こう思っていますので、1体当たりどのくらい試算をしているのか。

それと、過日、本会議でもちょっと質疑しましたが、大人と子供の差が13歳で、13歳以上、満13歳になると大人の扱いという、ここが小学生の6年生と中学1年生にまたがるのだと思いますけれども、この満13歳で切っている意義ですね、これも本当は体の大きい、小さいもあるわけだから、もし区別するのであれば、中学3年生、義務教育下にあるかどうか、親の庇護のもとにあるかどうか、このところでの費用負担というのは考えていいのではないかという、この前質問をいたしました、それは検討してもいいと、副市長からそういう答弁がありましたけれども、その辺もお聞きをしておきたい。

それと、今回の使用料金区分には、本市と別に協定を締結した那須塩原市の一部の区域の住民ということで、第2条、第4条は、市長を指定管理者と読みかえる規定があるのです。第2条は許可です。第4条は許可の取り消しですね。それで、その規定は本市と別に協定を締結した那須塩原市の一部の区域の住民という表現になっていますね。この場合には、支障がないと認める場合に限り許可するというので、本市と別に協定を締結した那須塩原市の一部の区域は、ここの区分の2番目にある、死亡者が那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の区域の住民、これが第2条、第4条で言われている、本市と別に協定を締結した那須塩原市の一部の区域の住民、これはここに当たると思うのですが、そうすると、それ以外の、今回3番目の区域というのは、区分の、死亡者が那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び那須町の住民、ここのところは今までどおり、やはり市長が指定管理者と読みかえたとして、指定管理者が支障がないと認める場合に限り許可するという扱いで、ここの部分は残っているということで、これはいいのですねということをお聞きしたい。

それと、これまでの圏域外とされていた旧黒磯市の部分と、あと那須町の住民は、これまで圏域外とされておりましたから、その圏域外が何件ぐらいあったか、そしてその圏域外から今回一番右が、さらにその左記以外の住民を区別するわけでありますから、今までの圏域以外で利用していた圏域外の人の中から、今度は旧黒磯市と那須町をそこから圏域外の実績から除くと、果たしてそれ以外の、一番右側で死亡者が左記以外の住民、ここに該当する利用者という何人ぐらい見込んで、この高い料金設定しているのが、どのぐらいいると想定しているのか、それをお聞きしたい。

それとあと、戻って恐縮ですが、先ほど申し上げました、第2条、第4条は、指定管理者と読みかえておりますから、現在間違いなく許可は指定管理者が行っているのですか。指定管理者が、この場で許可をしているのかどうかということについてお聞きをしたい。

ちょっと多くなりましたけれども、回数であれば、一つずつしないでまとめてお聞きをいたします。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 幾つかございましたので、メモしたのですが、回答漏れがありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、利用件数における推移でございますが、推移につきましては、ほぼ横ばいの傾向で推移しております。年によって、震災の年とか、若干あるのですが、ほぼ横ばいで、1,200件です。昨年ですと、1,224件なのですが、1,200台の前半で推移はしてございます。ただ、年によって違いますが、10年ぐらい

前にさかのぼりますと、1,100人台ということもございましたが、ここ数年間は1,200台の前半で推移してございます。

それから、指定管理は平成25年から入っております、25、26、27と、ことしで3年目を迎えてございます。その間も、やはり1,200台というところで、年によって若干差はございますが、件数的には同じでございます。

それから、指定管理、こちらにつきましては、住民の方からアンケートのようなものというのですか、投書みたいに意見を書くことができるものも火葬場には用意してございますが、そちらにつきましても、特段苦情はなく、使い勝手はよろしいのかなというふうな認識は持っております。また、専門的な業者でございまして、サービスのほうも行き届いているかなというふうな状況でございます。

それから、3点目、火葬場実費といたしましては、1体幾らぐらいかかっているのかというご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、汚物炉につきましては、いろいろなものが入ってきます。死んだときの布団とか、そういったもろもろがございまして、物によって、そちらの料金は算定はしていませんが、ご遺体の1体につきましては、こちらはどれを1体当たりの費用とするかというところはございますが、火葬場に係る全ての経費、こちらを1体当たりの料金と考えて試算いたしますと、そちらで過去5年間におきまして、それらの全てを経費と考えますと、それを年間利用者数で割った値というところでございますと、火葬炉を1体稼働させる経費と考えますと、大規模修繕、炉の積みかえとか、そういったことで大規模修繕を行った年と行っていない年とでは差はございますが、1件当たり低いときでは、過去5年間さかのぼりますと、3万1,000円から4万5,000円ぐらいと算出されております。この経費につきましては、火葬場の経費でございまして、本庁で火葬事務、それから受け付け事務、そちらに担当する職員の人件費は含まれていないとご理解いただきたいと思っております。ただ、こちらのほうには、当初建設費であります、そちらを年数で割ったものを含めた金額でございまして、当初の建設金額を単純に50年間という形で、50年の償却年数で割ったものをプラスした金額でございまして。

また、先ほどご質問ありました、それらから算出して近隣の市町ということも含めまして、この近隣の状況、近隣といいますが、県内の状況を見ますと、高いところでは宇都宮市で6万3,800円、これは大人の料金でございまして、それから日光市、それから矢板市の、先ほど言いました塩谷広域行政組合が5万円、それから佐野、芳賀地区広域行政組合が4万円、それから安いところで申しますと、黒磯那須共同火葬場、それから鹿沼市では1万5,000円という安く設定しているところもございまして。

なお、黒磯那須共同火葬場におきましても、同様に利用料金の改正を検討しているというお話は聞いてございます。

続きまして、4点目でございますが、大人、子供、こちらにつきましてはのご質問があったかと思っております。こちらにつきましては、本会議におきまして、質問を受けた状況でございますが、それ以降、本市を含めた県内12施設の状況を調べてみたところ、大人を13歳以上としているのが3施設でございます。それから、12歳以上としているところが7施設、それから区分を設けていないのが2施設というような聞き取り状況でございました。しかしながら、公共交通におきまして、JRを初め多くの機関、公共団体が大人の乗車料金を中学生以上と定めておりますが、大田原市におきましては市営バス、こちらのほうにつきましても、中学生を子供料金としているという状況もございまして、他の事例等も参考にいたしまして、今後も研

究してまいりたいとは考えております。

それから次が、本市の一部の区域というところでございますが、こちらにつきましては、先ほど千保委員からございましたとおり、一部の区域というのは、那須塩原市のうちの旧西那須野町、それから旧塩原町を一部の区域ということでございます。こちらにつきましては、建設当時、こちらの合併以前からということでございまして、大田原市以外に旧西那須野町、それから旧塩原町、そして大田原市に合併いたしました湯津上村、それから黒羽町ということで、協定を結んでおりました。その関係で那須塩原市の一部というのは、旧西那須野町と旧塩原町ということでございます。そちらのほうからは、現在その協定に基づきまして、使用件数に合わせまして負担金を徴収しているという状況でございます。

それから、その他の人数ということで、何人ぐらいかというところでございますが、こちらにつきましては、少々お待ちいただきます。こちらにつきましては、先ほど説明した中で平成27年上半期の見込みというよりは実績でございますが、平成27年上半期で23件の区域外、これは黒磯市、那須町を除いた区域外が23件ございました。先ほどから申しておりました区域外でも、こちらのほうに、県外の方をこちらで火葬している業者さんが、こちら1社ございまして、23件のうち13件が、宇都宮の業者さんによるものでございます。その他につきましては、23件のうち10件が純然たる、純粋とっては失礼ですが、10件ということになります。その13件につきましては、東京の11件を初めまして、いずれも関東の他県からの死亡者のご遺体を、こちらで火葬しているというような状況でございます。それが増加した原因ではないかというふうには認識してございます。その他につきましては11件、こちらにつきましては、純然たる、ちょっと理由はわかりませんが、その10件の内訳といたしましては、県内が3件ございました。それから、県外、埼玉、遠いところでは三重、それから茨城、東京で7件ございまして、その他が10件ということでございます。

それから、指定管理の許可の状況というところでございますが、指定管理者と読みかえてはございますが、実際のところ、現在は予約自体は大田原市の窓口へ届け出たときに予約を行うか、もしくはインターネットを利用しました予約システム、それによりまして、予約しているというような状況でございます。ですから、実質的には大田原市の窓口を経過して、直接指定管理者のところではなくて、実質は大田原市に届け出をした、こちらの窓口で直接届け出をするというところは、組内で葬儀をするといった、昔ながらのところございまして、年に数件、本当にあるかないかというところで、あとは登録をした業者さんが、こちらはあくまでも登録した業者しか予約システムというものはできませんが、登録した業者、現在37件ほど登録してございますが、そちらの業者さんがインターネットにより予約いたしまして、窓口で事務を完了するというような流れでいってございます。

以上だったかと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 利用総数、これが横ばいだということですがけれども、昨年、平成25年度の決算の資料からいくと、遺体処理が1,257件で、汚物炉が10件で1,267件という、先ほど平成26年度が1,224件と言いましたから、遺体処理は1,211件で、汚物炉の利用が13件あるから、合計で1,224件と、そういうふうな計算をしたのだなど、こう思いますけれども、汚物炉の利用を1件と数えて、そうすると遺体より多分汚物炉の利用数は遺体の数よりも少し多くなって、今言われたのだなど、こう思います。一昨年度が1,257件、

遺体はね。昨年度は1,211件ということで減っているのですね。また、圏域外というのも、これまでは先ほどから言われているような、旧黒磯市分とあと那須町分は、今までは圏域外の数に入っていて、その圏域外の数が、一昨年が64件で、昨年度が41件、旧黒磯市と那須町を入れても41件しかないのですね。ことし上半期で急にふえたということで、なるほどというふうに思います。

今までの例からいけば、一昨年在、黒磯、那須を含めた圏域外というのが64件、昨年度が、黒磯、那須を含めても41件しかなかったのが、今回は黒磯、那須を除いても23件少なくなったということだそうですから、そうだとすると、私は黒磯、那須を除いて23件も上半期で、既に23件もあったと。黒磯、那須を除いてもということは、ちょっと予想外でしたから、このせっかく右側にある死亡者が左記以外の住民という、全くの黒磯、那須を除いた、さらなる圏域外が、黒磯、那須の昨年度、この計数、年報で間違いないと思うのですけれども、年報にある圏域外は、旧黒磯市と那須町を含めたものを圏域外とカウントしているのですよね、昨年度も一昨年度も。ですから、今回は旧黒磯市と那須町を除いたら、果たして何件残るのかなと、こう思った。

ところが、先ほどの話ですと、黒磯、那須を圏域内と数えても、さらなる圏域外が既に旧黒磯市と那須町を除いても23件、既にあったということでもありますから、これは確かに大変なことなのでしょうね、東京のほうから安いからといってどんどん持ち込まれるということについては。それが実態であれば、やむを得ないというふうに思います。

それとあと、1体当たりの処理費用ですが、事務費はいれてないということですが火葬場だけ扱っている職員はいないわけで、兼務でみんなやっていますから、職員の人件費等を含めた事務費は除いたとして、全部で昨年が4,100万円ぐらいの、火葬場運営費が4,100万幾らですかね、指定管理料が3,050万円、その過去の建設費の償還分、償還費用、これはどっちみちかかる費用ですから、そういう意味では1年間の火葬場の運営費としては、特別あえて許可した場合だけしか県外のもの認めないわけですから、そういう意味では、どっちみちあるものを、あいているときに使わせる、許可するというのであれば、指定管理料の3,050万円を遺体の数で割ったもので、1体当たりの費用はいいのではないかと、こう思いますと、昨年度あたりも1体当たりで2万5,185万円、211件ですと、そのぐらいにしか当たらない。

しかも、大田原市の一般財源で負担しているのは、昨年度2,341万1,000円ですか、大田原市の一般財源の負担が。これは大田原市の784人が完全に無料だから、もしこの無料のものを、その1体当たりの平均で、もし有料にしたとすると、これだけで本当は1,974万5,000円、約2,000万円ぐらい大田原市民の遺体の火葬経費が、本当は約2,000万円かかっているものを無料にしていって、そして初めて大田原市の一般財源から2,341万1,000円持ち出しているわけですから、実質の持ち出しというのは、もし市民を有料にしたら300万円ぐらいしか火葬場運営費というのかかかっていない。それほど受益者負担で、あの火葬場の運営は全く利用者の負担で火葬場運営が行われてきていると、市の政策で大田原市民は無料にしているから、その分が一般財源で持ち出しになっているだけなのですよね。

だから、そういう意味では、本当は私としては、一番右側の圏域外だからというので、こんなに極端に高く取る必要はないのではないかという発想があった。だけれども、今お聞きすると、東京のほうから、ほかと比較して安いからと大田原へどんどん持ち込まれれば、それは本末転倒だと、それは避けることはやむを得ないことだというふうに思います。ただ、その場合でも、本来は、支障がないと認めた場合に、

指定管理者が許可するだけなのです。今回の説明のように市民が使えないと、よそから、圏域外の人が来てしまって、市民や那須塩原市の圏域内の人が使えなくなってしまう状況があるということであれば、それは何とかしなくてはなりません、どうも本当は、数の上ではこうやって圏域外の人が来ているとはいえ、本当はそれでもまだまだ火葬能力はあるのではないかと。実際にあそこの火葬場の処理能力というのは、年間で何体ぐらい、1日というか、1年間に、1日というのかな、どちらがいいのかな、1日というか、1週間というか、友引以外はずっとやっているのだと思いますけれども、だからその辺の遺体火葬の能力がどのぐらいあるのかということもお聞きをしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員、簡明にお願いいたします。

○委員（千保一夫君） 済みません。

では、以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 今、年間可能な件数というところでございますが、こちらにつきましては、今現在4基、炉が稼働してございます。そちらにつきまして、1炉1日当たり2件行いまして8件、最大では8件できるというところではございますが、これはあくまでも計算上ということになってしまいますが、休憩所ですか、そちらとか、あと時間の、全て次々と火葬していった場合に8体できると。その場合、友引等を除きますと、大体営業日数が302日、300日ぐらいは想定できるというところでございますので、年間可能件数といたしましては2,400件ほどは、実質というか、計算上は可能という計算になってございます。

ただ、こちらにつきましては、使用時間帯、使いたい時間帯が大体重複してくるところもございます。また、休み明けですね、友引明けとか、そういったときに集中してくるということがあるものですから、この数字面でいうほど、このとおりにできるということではないのですが、そういったときに市民のニーズに応えられないというような状況が発生してくるという心配がございまして、計算上では2,400件の火葬が可能ということでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 2,400件で、指定管理をする前と後で、余り数の変更はなかったというのですが、せっかく指定管理者制度をとったので、今までよりも効率よくとか、職員の配置のあり方なんかで、今までよりも、もっとサービス向上したり、施設が有効活用されたりするということの期待をしたいところで、必ずしも今も1,211件、昨年度の1,211件の実態が、処理した実績からして、もう少しゆとりがあるのではないかと、こう思っていますので、無理に排除しないでも、受け入れても大丈夫な能力が本当はあるのではないかと、こんな気も若干、今の処理能力が2,400件あるということだと、午前午後分けるだけでも相当ありそうな感じがするので、そのところ、若干疑問は残るなというふうに思いながら、一応これで結構です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 先ほど課長からも話がありましたけれども、大人と子供の区分、このところについて、この前の副市長の答弁がありましたとおり、ぜひ検討してほしいと思うのと、あとは死産のところですね、よそから来られる場合にしても、死産児というのは非常にかわいそうな、本当にこんな気の毒な話はないと思うのですけれども、そのところに対する配慮というのを西那須野、塩原の区域外の子が2万円になっていますよね。この辺も本当にそれでいいのかというと、汚物炉の2万円という、このところも若干疑問が残る、汚物炉の利用の2万円もね。だから、そのところ、もし死産児が2万円で汚物が2万円かかると4万円かかるわけですね。死産のときには、国保の被保険者の方だったら、お見舞金というのはあるのですか、あれは。死産のときは。ないとすれば……

（月数によって、子供と見られる月数がありますから、その月数によっては出します。という声あり）

○委員（千保一夫君） では、出産費用も死産だったらありますね。変な話ですけれども、そういう弔慰金みたいなものが出れば、若干やむを得ないかなと思いますが、そういうことがなかったりすると、死産した場合なんか非常にかわいそうな金額だなど、そんな思いがあるものですから、ちょっとお聞きをしてみたわけで、その辺の額の設定の根拠をもう少し合理的な金額で、宇都宮だとか、ああいう大都市の例と、このまだ余裕があるのと、宇都宮あたり余裕がないと思うのですよ。ですから、宇都宮あたりの高いのと、この大田原の2,400件からの処理能力がありながら1,200件という半分しか稼働していない、せっかく指定管理者制度をとっているのに、その辺のところでも検討の余地があるのかなと、こう思っていますので、時間をかけて、実態等を見ながら、将来また見直すことがあれば見直しを検討し続けてほしいなど、このように要望だけしておきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 委員長から順番をかえてしまって申しわけないのですけれども、死亡者の縁者についてというのが、たしか規定があったと思うのですけれども、死亡者の縁者というのは、県外に入っていたのですか。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 入っておりません。市民扱いになります。縁者といっても規定はございません。

○委員長（高瀬重嗣君） 3親等。

○生活環境課長（藤田佳宏君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、以上で意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第98号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

議案第98号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

市民生活部長、生活環境課長はご退席ください。

(執行部退席)

◎議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第103号について当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 保健福祉部長の佐藤でございます。また、本日、同席しております、子ども幸福課長の相澤でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について、担当の相澤課長より説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、議案第103号について説明いたします。

議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書は56ページから101ページまでとなります。議案書56ページ、あわせて議案書補助資料57ページからごらんください。トコトコ大田原ビル内に設置しております、大田原市子ども未来館の指定管理者の指定につきましては、指定管理の期間が平成28年3月31日をもって指定が満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例第5条及び同条施行規則第5条第1項第1号の規定に基づき、指名により大田原市公の施設指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者が決定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定管理の候補者は、株式会社大田原まちづくりカンパニーでございます。選定についての経緯であります。平成25年12月から株式会社大田原まちづくりカンパニーが指定管理者として施設の管理を行っておりますが、特に現在まで円滑な管理運営を行ってきた実績があります。また、株式会社大田原まちづくりカンパニーが、トコトコ大田原という全体の管理業務を担っており、一体的に当該施設を管理することにより運営が効率的かつ効果的に行われており、当該施設の設置目的を理解し、利用向上に具体的な提案がされていることなどがあります。

以上の理由によりまして、84ページの制定委員会の結果にございまして、制定基準を満たしており、候補者として適していると認められたものであります。

それでは、具体的に指定管理の内容を説明いたします。まず、子ども未来館の位置、設置目的ですが、この立地場所は、ご存じのように大田原市中央1丁目3—15であり、大田原市の中心地区であります。空洞化の進んでいた中心市街地に、にぎわいを取り戻すため建てられた7階建ての中心市街地活性化ビル、通称トコトコ大田原の2階と3階部分に子ども未来館はございます。

子ども未来館の設置目的は、子育て世代を支援する施設やサービスを提供することにより、親子の触れ

合いをつくり出し、子育ての負担感を軽減し、子育て環境を充実することとございます。開館は平成25年12月で、遊具の利用者は平成26年度は約27万7,000人で、平日平均約500人、休日平均は約1,400人で、2,000人を超える日も10回あり、多くの親子に利用していただいております。

それでは、指定管理とする施設ですが、2階はわくわくらんど、親子レクリエーションルーム1と2、親子ふれあいキッチン、廊下、事務室等、3階にキッズタウン、ふれあい広場といたします。2階の一時保育センターを委託、3階の集いの広場トコトコが市の直営とするため、今回の指定管理には含まれません。また、現在どの施設も利用は無料ですが、わくわくらんど、キッズタウンの遊具類の摩耗が激しく、修理や交換等、維持管理費としての経費のかかることが予想されるため、平成28年4月から有料化いたします。利用できる小学生以下1人200円の使用料を取ることにし、条例は9月議会で承認されました。収入は1,400万円、7万人分を見込んでおり、市の歳入とし、遊具等の修理、交換に使用いたします。指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲ですが、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は毎月第1月曜日、祝日に当たるときは、その翌日。業務の委託ですが、再委託することはできません。ただし、清掃等業務の一部について、あらかじめ市が認める場合は、この限りではありません。

次に、指定管理の業務の範囲ですが、施設の管理及び施設の維持管理に関する業務、各施設の利用の許可に関する業務、施設利用者の安全管理に関する業務となります。そのほか、会計関係帳簿作成、利用状況等の業務報告、職員への研修、日常業務の調整等となります。自主事業が通常業務に支障を来さない範囲で行うことといたします。各施設に係る具体的な指定管理の内容ですが、2階のわくわくらんど、3階のキッズタウンは遊具を使って遊ぶ施設で、内部階段でつながった一体の施設となっており、指定管理者の業務は入場受け付け、料金收受、遊んでいる児童の監視、安全管理、施設遊具の維持管理などとなります。同じ2階の親子ふれあいキッチン、親子レクリエーションルームは、集団行事が行える施設で、指定管理者の業務は、使用許可、施設の維持管理などとなります。3階のふれあい広場は、出入り自由な飲食可能なエリアで、指定管理者の業務は、使用状況監視、施設の維持管理などとなります。あとは、廊下、事務室等となります。

指定管理期間ですが、3年間といたします。有料化したことにより、利用状況の変化があると考えられるため、3年の区切りで状況を見ることといたします。指定管理料ですが、指定管理料の上限は3年で7,678万8,000円、1年平均では2,559万6,000円といたします。内訳は、人件費、事務管理費となります。運営体制ですが、わくわくらんど、キッズタウンの監視体制は、安全管理を考え、平日5人、土、日、祝祭日、学校の長期休業期間は7人体制といたします。

次に、リスク分担表ですが、議案書98ページのリスク分担表により行います。申請要件、指定管理者の指名ですが、まず引き続き指定管理者制度で運営する理由は、職員の人件費の削減が図れる。監視員の雇用等を一括して任せられることにあります。また、指定管理者は、引き続き株式会社大田原まちづくりカンパニーを候補といたしますが、これはトコトコ大田原のビルを管理する株式会社大田原まちづくりカンパニーに委託することにより、1階の店舗、2階、3階の子ども未来館を一体管理することになり、効果的な集客と利用を企画できると考えます。それにより、集客の相乗効果が出て、ビルの建設目的である中心市街地のにぎわい創出につながると考えます。指定管理内容は、施設の管理と遊具で遊ぶ児童の安全管理であり、児童の遊びについて指導するものではないため、一般事業者で十分行えると考えます。また、

平成25年12月のオープンから既に指定管理の実績があり、管理状況が良好でございます。また、業務への向上心がうかがわれます。それにより、今回も引き続き株式会社大田原まちづくりカンパニーを指定管理候補とするものです。

説明は以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 実は、この指定管理につきまして、いろいろなところが、これから出てくると思うのですが、全部を見ることは、ちょっとできませんでした。子供のことを知りたく、子ども未来館に行きました。それで、幾つかの点で、先にお聞きしたいのですけれども、この子ども未来館の遊具の導入なんかは、どのようにして決まったのか、ちょっと教えていただきたい。そのとき議員はやっていなかったの、わからないので、教えてください。

それと、遊具の上のほう、3階に行くところの、階段のところのガラス張りは、あれはガラスですか。また、3階の仕切りのところもガラスかどうかをちょっとまず教えていただきたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） まず、遊具の導入はどのように決まったかということですが、こちらは平成24年度、平成25年度にかけて、大型遊具、また細々とした小物類が購入されております。その導入に当たっては、ちょっといろいろな類似の施設を視察に行きまして、どのような施設がふさわしいかを考えて導入しております。

あと、3階に行くガラス張りのガラスはガラスかということですが、大変申しわけありませんが、この場では、そこまで材質確認しておりませんが、さわった感覚からは、強化プラスチックなのかなという気もするのですが、後ほど確認いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 実は、これをよく見てまいりました。今の段階では、遠くから来る人は随分いるようで、そこでじかにお話ししたら、こういうところは、雨の日はいいので、宇都宮から来ましたなんていう方もおられたのです。ただ、入ってみますと、まず一番にガラスかどうかというのを聞いたのですけれども、あれが割れた場合、子供たちのけがというのは、かなり大変なことになると思うし、この間のような地震とか、いろいろなことが起こってきた場合に、上からガラスがおこってくるというのは、とてもおっかないことで、実は私、1973年に、そのころ三菱商事という会社にいたものですから、重工の爆破事件に遭遇しております。あのときのガラスの割れぐあい、そしてそれが上から降ってきたときに人体に刺さって、それが今も取れない方がいるという、本当にガラスが割れるというのは恐ろしいことだなというふうに思っています。ですから、このことはよく調べていただきまして、子供たちが遊んでいる頭上にガラスがあるということとても危険さを感じました。

また、大きな遊具なものですから、子供たちがよじ登ったりして大変だということで、前はむき出しだったのですが、そこへアクリル板をはめ込んで、子供たちがよじ登ったときにおこったりとか、いろいろしないようにはなっていました。

あと、上のほうにお店屋さんをするコーナーがありまして、既に木でつくった魚屋さんであるとか、花

屋さんであるとか、そういう施設があるのですけれども、その中にお魚も少ないし、お花も少ない。全然ないのです。これでは子供が遊ぶ場として想像力をかき立てる、そういうものにはとても乏しい気がしました。

また、先ほど聞きますと、1日に2,000人来たという、相当の混み合い方だと思うのです。そういう場合に、ほとんど使われない遊具も大型なものが置いてありまして、子供たちは走り回るので、それも撤去のほうがいいかなという気持ちもいたしました。

また、おむつがえですとか、授乳をする場合に、一旦靴を履いて、表に回って、ちょっと涼しいところに出て、お手洗いのほうに回っていかなければならないというのがあるのですけれども、中には温かいうちの中に倉庫というのがありまして、ちょうどそこが中に入ってソファーでもあれば、そこでおむつがえとか、そういうのはできるようなスペースがありましたので、そこもちょっと改築というか、変更させることが必要ではないかなと思うようなところが多々ありました。ですから、こういったのが……

○委員長（高瀬重嗣君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） 意見は後で。

○委員（秋山幸子君） 意見……

○委員長（高瀬重嗣君） 意見は後で聞きますので、質問してください。

○委員（秋山幸子君） はい、そうですね。では、そこまでにしておきます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 幾つかお伺いします。

66ページの子ども未来館長が安全管理責任者となりますがということがあるのですけれども、この子ども未来館長は、これは市のOBですか、まちカンに市のOBは入っているのですか。そして、この子ども未来館長というのは、総括責任者というのは、市のOB、職員なののでしょうか、ちょっとそれをお聞きしておきます。まちカンが採用したものなのか、市がOBを送り込んでいるのか、実態はどうなのか、お聞きをいたします。

それと、68ページの（2）の施設運営に関する柔軟な対応のところ、その3行目かな、利用者のニーズに合致した内容に運営ルールを変更すべきケースも出てくることと思います。そのような場合に柔軟なご対応をいただけるようお願いいたします。随分と遠慮がちに、この施設に対して、子ども未来館は大田原市の施設であり、その施設運営に関して、さまざまな決まり事があることは十分認識しております。しかしながら、施設の最終的な目的は利用者に喜んで利用していただくことですので、利用者のニーズに合致した内容に運営ルールを変更すべきケースが出てくることと思うのですが、そのような場合も柔軟なご対応をいただけるようお願いいたします。何か読んで、こんなに遠慮がちに施設のサービス向上のための手だてや何かを講じようとしても、市のほうが相当縛りをかけて、柔軟なサービス向上のための対策、対応がとれないような指定管理者制度ではしようがないなど。どうしてこんな遠慮がちな表現になっているのか、何が背景にあるのか、ちょっとわかりませんが、その上のところの市民交流センター、大田原図書館との連携も同様に行えるようにご配慮をいただきたいと思いますという、どうもトコトコ大田原

の中の公共施設との連携ということについても、こういう大田原市子ども未来館を管理運営する基本方針について触れたとおり、積極的に行ってまいります、市民交流センター、大田原図書館と連携も同時に行えるようにご配慮いただきたいと思います、一生懸命やっておりますよ、しかしこういうことについてはご配慮いただきたいとか、こういう運営ルールは変更すべきケースは出てくるとは思います、このような場合には柔軟なご対応をいただけるようお願いいたします。こういったことが何かまちカンと大田原市の間に柔軟な話し合いが行われないことで困っているかのような、この事業計画の表現なので、この辺ちょっと気にしているところなので、何か具体的なことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、今回から有料になるわけですがけれども、この指定管理者のまちカンのほうからの有料化にしたいという、そういう発想なのか、あるいは維持管理費を負担しなければならない、大田原市のほうが有料化にしたいということで、こういう有料化の方針が出たのか。指定管理者のほうが、こんなに大勢来るのでは、これは有料にしなければ、遊具や何も壊れてしまうし、指定管理者としても悲鳴を上げてしまうと。無料でこんなに来られたのでは悲鳴を上げてしまう、管理が大変、しかも遊具が壊れたりなんかすると、5万円以下は自分たちが直さなくてはならない、修理しなくてはならないとか、そういうリスク分担からいくと、そういうことがあって、1,400万円ぐらいの補修を中心とした費用の捻出が必要だということで、発想で、まちカンから出たのか。あるいは施設の所有者である市のほうが、有料化にして遠くの人には来ない受益者負担だからということで、まち中の子供たちに受益者としての負担をさせようと考えたのか、そこのところをお聞きします。

あと、今回の子ども未来館の指定管理については、珍しくもあるのですが、本来は当たり前の話なのですが、事前に募集をするときの管理仕様書、これは多分募集するときに管理仕様書を定めて募集したのだと思うのですが、あるいは決まった後で管理仕様書を見せて、こういう方法で、方針で管理しなさいといったのか、ちょっとわかりませんが、本来は管理仕様書というのは、募集する時点で指定管理者になろうとするものに対して、こういう仕様書に基づいて企画書を提出しなさいという、そういう募集の仕方であるのが当然だと思っているのですが、この子ども未来館については、この管理仕様書が今回の議案に添付されております、唯一ですね。この子ども未来館の指定管理だけが、管理仕様書が議案の中に添付されている。ほかの議案の中では、別に定めた管理仕様書に基づきという表現が基本協定の中にあるところもあるのですが、この管理仕様書について全く触れていない指定管理制度、そしてまた基本協定の中にも管理仕様書に基づいて、しっかり公の施設であることの設置目的をきちっと達成するように、それを本市として管理するようとか、そういうことが全くうたわれていない指定管理制度もあるのです。基本協定があるのです。この子ども未来館だけは、本当に唯一、管理仕様書が議案としても添付されているし、基本協定の中にも管理仕様書に基づいて公の施設であることをよく自覚してという、そういう文言が入ってくる、まあまあ非常によくできた、子ども未来館の基本協定なり、管理仕様書なのです。公の施設に係る、かなり細かく子ども未来館の設置目的、指定管理者の選定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとするとか、いろいろかなり厳しくうたっているのです。そこはよくできていると、こう思います、今回の有料化については、指定管理者の申し入れか、市のほうの判断か、それをお聞きしたい。とりあえず以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、まず66ページで、子ども未来館長は市のOBかどうかというご質問ですが、こちらはまちカンの社員という身分でございます。たまたまその社員の方が市のOBということでありまして、直で市のほうからお願いしているというわけではございません。まちカンの社員という身分の方でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 市のOBが入っているのですね。

○子ども幸福課長（相澤康子君） はい。その方がたまたま市のOBであった。

○委員長（高瀬重嗣君） 館長ですか。

○子ども幸福課長（相澤康子君） はい。その方がまちカンの中で館長という職務を行っているということです。

あと、68ページで、運営ルールに関して、特に提案する事項ということで、提案しているわけですが、こちらに関しては、（2）のほうの施設運営に関する柔軟な対応というのは、例えば親子ふれあいキッチンとか、レクリエーションルームの使用許可というのは指定管理者が行っているのですが、結構利用申請をしてくる団体が、さまざまな団体がありまして、指定管理者だけでは、ちょっと判断できないような、例えば営利に走った、普通の団体に見えるけれども、後でわかったら、何か営利を目的とした団体であったとか、営利を目的とした団体は、基本的には許可していないのですが、判断に困るようなケースが割とありまして、そういうときに、ちょっとどうしようという議論する場が何回もございまして、そういうところではないかと思えます。

あと、親子ふれあいキッチンも、基本的に親子で子供のための料理をするということで貸し出ししておりますので、例えば定年後の男性の方が、自分一人のシニア料理をつくるというようなことには許可しないという建前なのです。なので、いろいろな団体、本当にいろいろな思想の方が応募しますので、そこら辺であると思えます。

（1）の連携も、ほかの図書館とか、市民交流センターとの連携も同様に行えるようにご配慮いただきたいというところですが、これは十分連携を行っているとは思いますが、こちらに関しては、より一層何か提案ということですので、今特に3者連携して、共同の事業をやるとか、そういうことはやっておりませんので、そんなこともやれば、その利用者がマルシェを利用するとか、そんな利用ができるのではないかなというような提案かと思えます。

あと、有料化の発想ですが、実はまちカン自体からも有料化にしてはどうだという提案がございました。また、市のほうからも有料化はどうかという発想がございました。よって、双方からの発想であったということです。また、利用者自身の声というのもありまして、利用された方が、これだけの施設で無料なのですねという感想があって、有料でも私は利用しますよというような声も多数寄せられていたという事情もございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） まず、後ろのほうから。利用者の声もあったという、これはたまたま利用者の声もあったということで、有料でも利用しますよという、そういう声がたまたまあったということで、私は給

食と同じく、ただがいいというふうに親は思っていると思いますよ。しかも、一遍に200円ですからね、2人連れていくと400円、1歳の子供は歩けません、ほとんど歩かないのですが、それでも200円がかかるわけだし、利用者からの声というのは、ちょっとたまたまあったということだけだと思います。

それと、この前の説明の中で、トラブルや事故が結構あるので、そのためにも有料化の、一般質問の中で、トラブルや事故があったりするので、そういうものの処理にもいろいろ大変なことがあるのでみたいな、そういう説明があったと思いますが、実際監視をして、どの程度の事故があったのか。それと、事故の場合の保険は当然入っているはず、けがしたときや何かはですね。保険には当然市も入っていると思うのですが、まちカンはまちカンで別に入っていると思いますけれども、その辺、事故や何かのためもあるから、有料化にしていくですと、今まで以上に人員配置を、職員配置を多くして事故を未然に防止する、そういう努力をするための有料化ということで、先ほどの平日の5人、休日の7人体制でということですが、有料にしたら、もっと大勢の職員を配置して、事故、トラブルなんかを未然に防ぐ、そういう努力をすべきだと思うのですが、人員配置や何かは有料にしても今までと変わらないのかということもお聞きしたいと思います。

繰り返しになりますが、先ほどの68ページの施設運営に関する柔軟な対応というのも、決まり事があるというのは十分承知しているけれども、ぜひ柔軟な対応をいただけるようお願いいたしますと、このところ、私は市としては、ぜひ真摯に受けとめて、柔軟な対応をして、よりよい利用ができるように、有料にした理由なくしてその利用者制限をしていく方向で、せっかく多額のお金をかけた施設がもったいない話でありますから、大勢利用してくれることは大変ありがたいし、受益者が特定しているという場合も受益者負担を導入するという、そういう考え方も1回示されておりますけれども、1日に1,400人から、多いときは1日で2,000人も超える日があったという、平日でも500人からだとすると、そんなに特定の人たち、地元、周りの特定の人たちだけの利用ではないのではないかと、こう思いますので、先ほども最大は2,000人を超える日もあったということでもありますから、結構広い範囲から受益者は生まれているのではないかと、こう思いますので、必ずしも有料化するのはいかがなものかと、こう思いますので、もう一回、そのところをお聞かせいただきたい。

もう一つ、65ページのところの遊びのバリエーションをふやすために既存の遊具施設以外に簡易な遊具を臨時的に設置することも検討しますと書いてありますが、実際に敷地の中は、それだけのゆとりがあるのですか。あるのだとすれば、これだけ大勢の子供が来るので、高級な遊具、高額な遊具のほかに、休日や何かの場合は本当に特定の遊具に殺到してしまうということがあつたものですから、簡易な遊具もどんどん置いて、もしゆとりがあるのであれば、そうすると、大勢が散らばって、いろいろな遊具を、ここにできるように遊びのバリエーションをふやすためにと、こう書いてありますが、まさにそのとおりの対応なんかさせたらいいと思うのですが、さっきの柔軟な対応、ぜひお願いしたいというのも、こういうところも指定管理者が柔軟に対応しようと思っていることに対して、市のほうで、ぜひご理解いただきたいという、そういう意味だとすれば、こういったことも含めて、せっかく指定管理者制度をとっているのに、余りお役所の目で管理にいろいろ干渉しないで、少し自由にさせたらいいのかなと、そんな気がします。いい提案ではないかと。空間のゆとりがあればの話ですけども、その辺ちょっと私も状況はよくわかりませんが、この既存の遊具施設以外に簡易な遊具を臨時的に設置すること、これらについての考え方もち

よっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、まずトラブル、事故のケースですね、議案書62ページのところであるかと思うのですが、大きな事件、事故等ということですが、小さなけがや苦情、要望は、年間10件程度ということで、62ページに書いてございますが、けがは、基本ゼロ歳から、実は遊具に関しては、ハイハイができる子供であれば、遊べる遊具がそろっております。ハイハイをしながら、ちょっと坂になった、おわんをかぶせたようなところを上るものとか、あるいはちょっと1歳で大体歩けるようになりますが、歩けるようになった子供が、ちょっと1段50センチぐらいのところ、細い通路を手すりにつかまって歩くような遊具とか、途中にいくと、高さ1メートルから斜めのちっちゃな滑り台があって、そこで滑るというような遊具がございまして、基本、親がそばにいて、すぐ受けとめていただけるような、親御さんでしたら、起こらないような事故が、ちょっと親が目を離したすきに、携帯をいじっている間に、滑り台に頭をごつんとぶつけてしまうとか、そのようなちょっとした事故は発生しております。

あと、指のすり傷など起きてしまったりとか、ちょっと角のほうに頭をぶつけてしまったりとか、ちょっと角のところについては、これから丸くなるような修理をする予定でございますが、そのような事故が発生しております。転んだりといった、ちょっと当人の不注意による事故と、あるいは親が見てくださいというのに、親がちょっと目を離したすきに、ちょっと転げ落ちたりといった事故が発生しております。

あと、人員配置ですが、基本、前回の指定管理のときは、休日5人体制ということで、指定管理の仕様書をつくっています。それがちょっと予想外の人だったので、途中から7人体制にしているという状況なのですが、現在も休日、土、日は7人体制というのをやっておくようお願いしております。そちらのほうにつきましては、基本の積算は、平日5人、祝日7人体制ということで、指定管理のほうは積算はしておりますが、その指定管理の範囲内で、指定管理者が人件費の有効な使い道で、人を多くしないといけないというのであれば8人にするというような体制は柔軟に指定管理者のほうでやっていただければと思います。それは月1回、報告会というか、お話しする場を設けておりますので、そこら辺は指定管理者とちょっと話し合いながらやっていくようにしたいと思います。

65ページの遊びのバリエーションのことですが、こちらは既に指定管理者のほうから提案が出ておまして、取り外し可能な遊具をちょっと取り外して、月がわりでちっちゃな遊具を置いてみるというようなことで、ちょっと平日の利用を向上させたいという思いが相互にございますので、そこら辺の遊具の月ごとの月がわり遊具などというものも、ちょっと今のところ、指定管理者のほうで考えているという現状はございます。

それで、柔軟な対応なのですが、私どものほうは、何も規制しているつもりはないのですが、その想定外のことが起こったときに、どうしようというふうな意見を求められますので、それに関しては、市のほうとしては、こうですかねというような会話はございますが、こちらとしては柔軟に利用者が伸びるような方策をやっていっていただきたいと思っています。

また、食育指導士などといった資格を持っている者もおまして、そちらの方が親子キッチンを使って食育に関する催しなどをやって、その中からお母さんたちが自主グループなどできて、その方たちが、ま

た遊具を利用し、マルシェを利用し、図書館を利用しといったような循環も考えているのだというような話し合いもしております。

地元以外の利用状況ということで、選択的な利用状況ということですが、現在地元の方、市内の方と市外の方というのは、ちょっと明確に把握できる手段はございませんが、平成27年1月にキャンペーンをやっておりまして、トコトコのほうで。そのうちトコトコ全体ということになります。応募時のキャンペーンの、応募された方で、8,700枚の応募キャンペーンがあったようなのですが、市内が67%、那須塩原市が22%というような結果が出ているようでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 3階の場所の名前は、きょうチラシを持ってくるのは忘れてしまったので、あれなのですけれども、土、日が休館というのがありまして、それで土、日に来てしまう方もたくさんいるようで、そこは土、日は何でお休みなのか、教えてください。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） 3階の土、日が休館というところは、集いの広場トコトコというところでございます。こちらは子ども幸福課の直営の部分になっておりまして、指定管理者の範疇ではないところです。子育て支援センターというサービスの範囲でやっているものでございます。ほかの子育て支援センター4カ所、あとはちょっと開館日によって違うものが6カ所ぐらいいまして、全部子育て支援センター関係のところは、土、日休みになっておりますので、そちらは休館日にしております。ただ、そちらは遊具で遊びというよりは、保育士さんが常駐していて、幼稚園に行く前の親子が主に子育ての悩みを相談し、遊びながら時間を過ごすというところというふうになっております。今回の指定管理の部分ではございません。

○委員長（高瀬重嗣君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） わかりました。ことばで言うことが安全につながるのであれば、今の質疑のところではっきりとさせていきたいと思うのですけれども、先ほど申し上げました、ガラスのことについては、確認できていないということなので、その確認だけよろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） 後から報告させていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども未来館に委員会で行ってみるのもいいかもしれないですね。僕は孫とかいないので、入れないのです。自分で遊びに行くわけにはいかない。図書館には行くけれども、なかなか入っていくのも度胸が要る。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、次に意見を行います。

皆さんから意見の発言はございますか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） やはりキッズタウンのほうですね、さらなる利用をして、指定管理者としては仕事が大変なのかもしれませんが、しかしせつかくの施設ですから、できるだけ多くの人たちに利用していただくためにということで、もともとこんな高額なものでなくていいから、無料が原則だと思っていますが、有料にすれば、例えばであります、満1歳の子供の、ちっちゃい子供が遊べるものがあるのだということですが、上の子供と2人連れていっている親が結構いるのではないかと思います。そうすると、満1歳と満3歳とか、満4歳とかというと、それだけで400円かかるわけですよ。400円は、失礼な話、若い夫の昼食分、1食分、子供2人をトコトコへ連れていくと、かかってしまうということを考えると、若いお母さん方も、これはちゅうちょしてしまうだろうと思うと、せつかくの施設が、住民が楽しみにしている期待に応えられなくなってしまうのではないかと、こう思います。

したがって、1歳から小学校6年生までが有料だということですが、この施設は小学生が自由に暴れ回るにもいい施設かもしれませんが、子供が学校から帰ってきて、ずっと夕方まで、宿題もしないで、あの施設で喜んで遊んでいる、そういう姿が結構多いのだと、こう言われておりまして、有料にするとすればということで、小学生100円とかということがあると思うのです。未就学児は無料という、そのぐらいが限度ではないかと。

しかも、500人とか、1,400人とか、これは大人と子供を合わせてなのでしょう、子供だけではないのかもしれませんが、もし子供だけだったら大変なことで、1日で14万円ぐらい入るのですか、ですから大変な金額になってしまうのですが、年間1,400万円どころではない。年間1,400万円の収入というのは、恐らく有料にして、利用者がうんと減って1,400万円ぐらいと、こういうふうには試算しているのかなと、こんな気もしてまいまして、多いときは2,000人以上入るときもあると、平日でも500人入るということですから、本当はかなり、年間27万人入って、そのうち子供は何人ぐらいだったか、ちょっとわかりませんが、かなりの利用料収入になってしまうのではないかと、こう思いますと、そこまで多額の料金を徴収することについては、大方の市民は、利用者の中にも、私は有料でも使いますという声があったそうですけれども、それでも大方の市民は、やはり反対なはずでありまして、その辺のところ、意見としては、1歳からではなくて、恐縮ですけれども、うちの子供は満1歳だから歩けますよ、実際。ハイハイぐらいもやっとなで、遅かったものですから、そういう子供でも200円、一遍に200円という、その料金については、どうも納得しがたいものがありますので、ぜひ今回取ってみて、1度有料にしてみて、そして状況を見て、そしてさらに改善をしっかりとしていくという、そういう方向で、ここまで来たわけですから、9月議会で有料は決まっているわけですから、私、指定管理者と市との間でしっかり話し合いしながら、今後の有料制の改善方については十分な検証をしていってほしい、こんなふうに意見を申し上げておきます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 意見として伝えたいと思いますけれども、お母様方が来ていて、お話をお聞きしました。確かに200円ぐらいだったかなという方もいたのですけれども、後から双子ちゃんのお母さんが来て、大変。あとは駐車場の金もかかるということで、200円にまた200円がかかって400円になったら、何か矢板のほうにも、この施設が、こういったものができるそうで、遠くから来ているけれども、そこができて来なくなってしまうかもしれないねという話もしていました。

そして、意見ということで、やはりやっていただきたいのは、おむつがえの部屋のことと、それからおもちゃが少ないということ、これは多分皆さんで今度行ったらわかると思いますが、職員の方が一生懸命紙やきれでお花をつかって、それで子供たちが遊ぶためにそろえているとか、そんな状況がありました。施設の目的を理解しているということは書いてありますが、その理解していることがどうなのかなということとをちょっと疑問に思いながら意見を言わせていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第103号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第103号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

保健福祉部長、子ども幸福課長はご退席ください。

（「委員長」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 秋山委員よりご質問で、お答えできなかった部分があるのですけれども、委員長宛てに報告するというのでよろしいでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） はい。よろしくをお願いします。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） ありがとうございます。

（執行部退席）

◎民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第3、民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレット記載の調査事件につきまして、議会閉会中の継続調査をしたい旨、会議規則第102条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議なしと認めます。

よって、民生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当常任委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。
事務局、何かございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 委員皆様のご協力を賜りまして、無事終了できましたことに心より御礼申し上げます。

本日は、これもちまして散会といたします。

午前11時28分 散会

民生常任委員長